

長府苑及び美術館前広場整備測量設計業務に関する

公募型プロポーザル

仕様書[土木：測量編]

令和7年6月

下関市 都市整備部 公園緑地課

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、長府苑及び美術館前広場整備測量設計業務（以下、「本業務」という。）の測量業務の要求仕様を示し、あわせて本業務に関する公募型プロポーザルにおける諸条件、要求仕様等を示すものです。

なお、本業務は本仕様書に基づいて実施されるものではなく、本プロポーザルの終了後、本仕様書及び提案内容をもとに協議のうえ締結する契約に基づいて実施することについて、あらかじめご留意ください。

2 業務概要及びプロポーザルにおける提案事項

本業務の概要を以下に示します。詳細は「3 測量概要等」から「4 測量業務の要求事項」までを参照してください。

- (1) 業 務 名 長府苑及び美術館前広場整備測量設計業務
- (2) 業務場所 下関市長府黒門東町
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和8年3月20日まで
- (4) 業務内容 以下のとおりです。

・測量業務

- (5) 本プロポーザルにおける提案事項

募集要項及び仕様書等の内容をよく理解して提案を行ってください。

3 測量概要等

- (1) 作業内容

□長府苑

基準点測量：4級基準点

現地測量：0.0248km²（縮尺：1／500）

路線測量：L=210m（横断測量のみL=165m）、測点間隔20m

□美術館前広場

基準点測量：4級基準点

現地測量：0.007km²（縮尺：1／500）

路線測量：L=90m（横断測量のみL=90m）、測点間隔20m

- (2) 地域区分

□長府苑

市街地（乙）、丘陵地

□美術館前広場

市街地（乙）、平地

4 測量業務の要求事項

実施設計を行うのに必要となる測量を実施してください。整備により支障となる既存の樹木については、位置や樹高、幹周りなどを把握し、設計・積算等に反映できるようにして下さい。

5 測量業務の実施

(1) 一般事項

業務は、提示された設計と条件及び適用基準類に基づき行うこととします。

(2) 協議及び記録

協議及び記録協議は次の時期に行い、その記録を書面に残すものとします。

ア 業務着手時期

イ 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき

(3) 法令等

ア 法令等

以下のもののほか、法令・基準・規制等に適切に対応してください。ただし、提案する内容により不要なものは除きます。

- ・測量法
- ・山口県公共測量作業規程
- ・山口県業務委託共通仕様書（最新版）

(4) 配置技術者の資格要件

ア 管理技術者

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 48 条に規定する測量士の資格を有する者。

イ 担当技術者

測量法に基づく測量士又は測量士補の資格を有する者。

※ア及びイの配置技術者については、契約後の実施体制において、それぞれの資格等を確認できればよいこととします。

(5) 業務中の報告

ア 受注者は、2 週間に 1 回、業務の進捗状況を監督職員に定期報告をすることとします。報告の方法は、監督職員の指示によることとします。

イ 受注者は、監督職員と協議の上、段階確認の各時期を定め、業務計画書に示してください。

ウ 受注者は、測量業務完了後であっても、次に記載する事項で発注者の指示があった場合において、原則として無償で測量成果の修正等を行うものとします。

- ・測量に起因する不備等により設計変更が生じたとき

6 その他、業務の履行に係る条件等

(1) 成果物の取り扱いについて

提出された測量及び CAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することができます。

(2) 成果物の著作権の権利等について

受注者は再委託する場合は、次の事項を条件とします。

ア 成果物は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

イ 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）

- ・成果物を公表すること
- ・成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

7 業務の成果物、提出部数等

次のとおりの成果物を、製本2部、電子媒体（CD-R）1部、提出して下さい。

- (1)地形平面図 縮尺1/200～1/500
- (2)縦断面図 縮尺縦1/50～/100、横1/200～1/500
- (3)横断面図 縮尺1/50～1/100
- (4)基準点網図
- (5)観測手簿
- (6)観測記簿
- (7)計算簿
- (8)成果表
- (9)杭打図
- (10)点の記
- (11)精度管理表
- (12)点検測量簿
- (13)測量標の地上写真
- (14)打合せ記録簿
- (15)その他調査職員が指示するもの